

令和5年10月1日より開始するインボイス制度では、リース料について消費税の仕入税額控除を行う場合、リース会社から交付されるインボイスの保存が必要です。リース会社はリース開始時に利用者に対してインボイスを交付するとしています。

①ファイナンス・リース（資産の売買）

令和5年9月30日までにリースを開始した場合、10月1日以降に支払うリース料に仕入税額控除を適用する際も、インボイスは不要。

②オペレーティング・リース（資産の賃貸借）

令和5年9月30日までにリースを開始した取引であっても、10月1日以降に支払うリース料に仕入税額控除を適用するにはインボイスが必要。

リース取引に係るインボイスの対応

	9月30日までにリース開始	10月1日以降にリース開始
ファイナンス・リース	10月1日以降のリース料についてはインボイス <u>不要</u>	インボイス必要
オペレーティング・リース	10月1日以降のリース料についてはインボイス <u>必要</u>	

参考

	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース
リース期間後の返却	不要	必要
中途解約	不可能	可能（※）
資産計上	可能	不可能
故障時の修理費用	借りる側が負担	貸す側が負担

※契約内容によっては不可の場合もあります。